

福祉教育推進助成事業実施要綱  
(赤い羽根共同募金配分金助成事業)

**1. 目的**

隠岐の島町内の17の小・中学校、3つの県立高校生徒の福祉教育への取り組みを支援するとともに、福祉教育及びボランティア学習の推進を図る事を目的として実施する。

**2. 実施主体**

隠岐の島町社会福祉協議会

**3. 実施方法**

隠岐の島町社会福祉協議会は、隠岐の島町内全ての小・中・高校を対象に本事業を周知し、活用の促進を図るため、公募による募集を行う。

**4. 助成対象**

この助成事業の対象は、学校生徒会、クラブ、ボランティア委員会、PTA等の“福祉教育”を実践する団体を対象とする。

**5. 応募の方法**

助成を希望する団体は、「福祉教育推進助成事業助成金申請書」(様式第1号)に必要事項を記入の上、当会窓口(本所・支所)に提出する事。

**6. 助成金の交付**

助成金は、助成金交付決定通知を行った後、「福祉教育推進助成事業助成金請求書」(様式第2号)の提出を受け、6月中に交付する。

**7. 助成対象となる活動テーマ**

以下の“福祉教育”にかかわるテーマ・活動に対して助成を行う。

- (1) 保健・医療・福祉の増進を図る活動
- (2) 社会福祉の増進を図る活動
- (3) 世代間の壁を越えた「まちづくり」の推進を図る活動
- (4) 文化・芸術の振興を図る活動
- (5) 環境の保全を図る活動
- (6) 子供の健全育成を図る活動
- (7) その他、福祉教育のテーマとしてふさわしい活動

但し、目的・効果を明確にした活動である事。

**8. 助成金額**

- (1) 町立小・中学校 上限 40,000 円
- (2) 県立校 上限 30,000 円

**9. 実績報告**

事業が終了(年間事業の場合は年度終了後)した時は1ヶ月以内に、事業実績報告書(様式第3号)を提出しなければならない。